

9月定例教育委員会会議録

公開案件

非公開案件

開催日時	平成30年9月28日（金） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】
	事務局	黒田補佐、中垣、北谷
	理事者	【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育委員会事務局参事、廣岡学校教育部参事、福西教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、中生涯学習課長、立石文化財課長、奥田中央図書館長、今中一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、小林地域教育課長、吉元教育支援課長、宮廻教育相談課長、大前こども園推進課長
開催形態	公開（傍聴人 2名）	
会議録署名委員	畑中委員、岡本委員	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 請願第1号 学校施設等への空調設備の整備のために最善を尽くすよう求める請願書 2 教育長報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 木津川市民の北部図書館利用について 3 議事 <p style="margin-left: 20px;">議案第27号 教職員の人事について 非公開</p> <p style="margin-left: 20px;">議案第28号 奈良市社会教育委員会議規則の一部改正について</p> 4 協議事項 <p style="margin-left: 20px;">「一条高等学校の将来構想について」</p> 	
決定取り纏め事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 請願 <p style="margin-left: 20px;">請願第1号 学校施設等への空調設備の整備のために最善を尽くすよう求める請願書については採択した。</p> 2 教育長報告 	

	<p>(1) 木津川市民の北部図書館利用については了承した。</p> <p>3 議事 議案第27号 教職員の人事について非公開については可決した。 議案第28号 奈良市社会教育委員会議規則の一部改正については可決した。</p> <p>4 協議事項 「一条高等学校の将来構想について」は情報交換・協議した。</p>
担当課	教育委員会 教育総務課
議事の内容	
教 育 長	皆さんお揃いですので、始めたいと思います。
教 育 長	<p>本日は、4名の校長が出席しております。</p> <p>鶴舞小学校 信田校長、平城西小学校 村上校長、春日中学校 榎本校長、平城中学校 上羅校長。</p>
教 育 長	それでは、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	<p>本日の資料は、事前にお配りしている資料のとおりです。</p> <p>なお、お手元の左側の資料は、8月～9月中に教育長決裁により承認しました教育委員会の後援・共催にかかる事業一覧と、平成30年10月10日から平成31年1月6日まで史料保存館で開催される企画展示の案内です。</p> <p>それから、本日の協議事項に関する資料として、岡本委員から資料の提供がありましたのでお配りしております。</p> <p>以上、どうぞよろしくをお願いします。</p>
教 育 長	<p>本日の委員会は、全員が出席しており委員会は成立します。</p> <p>ただいまから、9月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、畑中委員・岡本委員でお願いします。</p>
教 育 長	<p>次に、会議録の確認を行います。</p> <p>平成30年8月定例委員会（8月21日開催）の会議録の署名委員は、都築委員・柳澤委員です。都築委員、柳澤委員いかがでしょうか。</p>
都 築 委 員 柳 澤 委 員	結構です。

教 育 長	<p>案件に入る前に、2名の方から傍聴の申し出があり傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名の傍聴券を交付しましたので、ご報告します。</p> <p>それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内願います。</p>
教 育 長	<p>それでは本日の案件に入ります。</p> <p>本日の案件は、請願1件、教育長報告1件、議事2件、協議事項1件です。</p> <p>本日の案件のうち、議案第27号は「人事に関する案件」であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第27号は、非公開とすることに決定いたしました。</p> <p>なお、議案第27号は関係課のみの審議とさせていただきます。</p>
教 育 長	<p>今回、教育委員会に請願書が提出されております。請願は、請願法第5条により、「請願は、官公署においてこれを受理し、誠実に処理しなければならない。」とされています。したがって、教育委員会ではこのことを受け、本日の定例教育委員会会議で審議を行いたいと思います。</p> <p>また、請願についてでございますが、請願者の奈良市議会議員 三橋和史氏より本会議で陳述することができる機会をもうけるようにとの要望がでております。したがって、請願案件につき、陳述を前提として請願者の出席を許可したいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>よって請願者の出席を許可します。</p> <p>それでは、請願の審議から始めますので、請願者は入室してください。</p>
教 育 長	<p>まず、請願の概要について、請願内容の主管課である教育総務課長より報告をお願いします。</p>
教 育 総 務 課 長	<p>本請願は、奈良市議会議員 三橋和史氏より平成30年9月6日に奈良市教育委員会宛に提出されたものでございます。</p>

教 育 長

請願の要旨につきましては、奈良市立幼稚園等及び小中学校の施設について、空調設備の整備のために最善を尽くすよう求める請願であります。

なお、請願理由につきましては、お手元配布の請願書のとおりでございます。以上です。

請 願 者

請願の具体的な内容につきまして、奈良市教育委員会会議規則第20条に基づき、請願者の陳述を認めますので、請願者 奈良市議会議員 三橋和史氏より陳述願います。なお、説明時間は5分程度とします。

学校施設等への空調設備の整備のために最善を尽くすよう求める請願書ということで、憲法に基づき、また請願法に基づき、請願書の提出を教育委員会宛に提出しました。先ほど課長からは、理由の説明を省略されましたので、朗読いたします。

奈良市立幼稚園等及び小中学校の施設については、未だに空調設備の整備が進んでいない状況にある。近年の夏期は記録的な暑さが続く中、教室内の気温が40度を超える場合もあるとも指摘されている。適切な学習環境の維持や熱中症対策などは、教育の現場にとって喫緊を要する課題である。よって、奈良市立幼稚園等及び小中学校の施設について、空調設備の整備のために最善を尽くすよう求めると書かせていただきました。

今年の夏の暑さは災害であると気象庁が比喩的に表現されていることもあり、酷暑、猛暑、炎暑が続く中、学校園へのエアコンの設置は奈良市の教育行政においてかなり優先順位の高い課題だと考えております。学校長や現場の職員から私のところに入る意見によれば、事務職の公務員の皆さんは空調が効いている市役所で仕事をされていますが、小中学生は勉強が仕事であり、その仕事を40度を超える教室の中で行わざるを得ないと、このような状況で仕事はかどりますかと、一度交換して欲しいという声さえ聞かれたところでもあります。

不幸中の幸いといえますか、世論の声の高まりを受けまして、市長や県会議長が国や県に要望活動をされているようではありますが、夏から秋になれば世論の高まりは下降していかざるを得ません。しかしながら、教育行政は行政でありますので、継続性、安定性が求められます。

そこで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第1号、第2号及び第7号によりますと、教育財産の管理及び校舎等の整備に関することは教育委員会の職務とされていることでもあります。この法律に基づいて考えますと、教育委員会の皆様方の議決をもって行政の意思を示していただく必要があると考えました。

今日明日なんとかなれば良いというものではなく、教育行政において少なくとも一年後を見通していただき、五年後、十年後、五十年後、この先奈良市の教育がどうなっていくのかをご議論いただく場だと思っております。空調設備につきましては少なくとも来夏を見据えて手続きに入っていただきたい。いろいろな手法があるかと思えます。全国的な世論の高まりもありますので、あまり競合する時期に発注してしまうと、10億20億で済む経費が40億50億かかったりというようなことになると、奈良市民にとっても過剰な負担となりますので、そういった时期的な戦略も踏まえてご議論ご検討いただければと思います。私の陳述は以上とさせていただきます。

教 育 長

それでは、請願内容の主管課である教育総務課長より教育委員会事務局としての見解を述べてください。

教 育 総 務 課 長

先程陳述にもご指摘がありました通り、今夏は記録的な酷暑が続き、気象庁からは「一つの災害と認識している」とコメントも出され、本市の学校現場では、子どもたちの命や健康を守るために、クラブ活動や屋外での活動等で教育活動の一部を制限せざるを得ない状況となりました。加えて市民や保護者の皆様からエアコン設置を求める声も数多く寄せられました。また、教室内の温度調査を行ったところ、暑さ指数である WBGT の値が嚴重警戒の 28 度以上を超える学校も数多くみられました。

このような状況から、本市の学校施設において児童・生徒の命を守り、安全で安心な学習環境を整える観点からも、エアコン設置の必要性は、十分に認識しておるところですが、学校園でのエアコン設置の現状は、多くの普通教室等で設置できていない状況であり、エアコンの設置率は奈良市として、また奈良県としましても全国平均を大きく下回っている状況です。

来夏も今夏のような猛暑が想定できることから、本年9月議会においてエアコン設置のための設計費用を補正予算で計上しました。できる限りにおいて来年夏までに、全ての幼稚園・小中学校へエアコンを設置できるよう、準備等を進めてまいりたいと考えております。

なお、国や県のエアコン設置に関する財政支援については、既に、文部科学省及び奈良県においては、エアコン設置に関する財政支援を行う方向性が見えてきております。今後も、国・県の補助金の動向を注視して、これらを有効活用していきたいと考えております。

教 育 長

教育委員会事務局の見解を教育総務課長より述べていただきました。教育委員会として、この請願について本日採否を決定します。

教 育 長	それにあたり、教育委員の方全員からご質問やご意見をお願いしたいと思います。
都 築 委 員	都築委員いかがでしょうか。
教 育 長	小中学校の空調設備の設置状況について、今一度確認をしたいので、奈良市の状況を教えてもらえますか。また、中核市や全国の設置状況も合わせて教えてください。
教 育 総 務 課 長	本市の空調設置率につきましては、普通教室は 7.1%、特別教室は 49.4%（平成 30 年 8 月調査）となっており、普通教室についてはほぼ未設置の状況となっております。中核市全体の設置率としましては、普通教室は 54.6%、特別教室は 41.0%（平成 30 年 8 月調査）とそれぞれ中核市レベルでも半数近くが未設置となっております。なお、全国の全体の状況は普通教室が 49.6%、特別教室は 34.6%（平成 29 年 4 月 1 日時点）となっております。
教 育 長	他にございませんか。
畑 中 委 員	<p>質問ではなく、保護者の立場から意見を述べさせていただきます。幼稚園を含めまして小中学校の保護者の方からエアコン設置に対する早期の要望が特にここ何年かであがっているのはご周知のことだと思います。今、奈良市、中核市、それから全国の設置状況について報告がありましたが、既に必要性から設置されている自治体がかかなり多いことも保護者の方から早期の設置を望まれる要因の一つにもなってきていると思います。</p> <p>今年の夏に限っていえば、この猛暑が異常気象と言われていますが、今後もこの暑さが続くということになると、この暑さが異常ではなく通常ということになってくると思います。</p> <p>気象庁から危険な暑さという報道もされていますし、一番には子どもの安全な学習環境というものを考えて保護者の方からそういったお声が上がってくるのも当然だと思います。保護者の方で作られる P T A、育友会という団体が加盟している P T A 連合会の保護者の方の意見としましても、早期設置を望まれるというのはもちろんですが、大きな費用がかかることから全校設置ということになるとこの一年間で全て済むという話ではないでしょうし、そのあたりのことを計画の段階から設置の状況を学校や保護者にしっかりと説明をして欲しいという声も上がってきております。中学校の学校給食実施のときもそういった計画はきちんと周知されていたということで特に大きな混乱もなくスムーズに導入されたということもありますので、保護者の方の理解を得るためにしっかりと説明する</p>

	<p>必要があると思います。</p> <p>それから、夏休みの短縮についても考えて欲しいという声も保護者からあがってきていますし、行政の方からも学校や保護者の意見を聞きながらという体制を作るということも大事であると思います。</p>
教 育 長	<p>畑中委員からは保護者代表ということで、そういったお声をたくさん届けていただきましたが、他にございませんか。</p>
柳 澤 委 員	<p>今夏の学校の状況については、これまで随時お知らせいただいておりますが、改めて8月が終わって9月以降の状況なども含めて、小中学校の先生方等から学校現場の状況について把握されているようであればお伺いしたいと思います。</p>
教 育 総 務 課 長	<p>今夏の記録的な酷暑により、特に7月において、市立小中学校では児童生徒が熱中症又は熱中症の傾向で体調不良を訴えるケースがありました。</p> <p>教育委員会では、早急の対策をとるべく、部活動については、7～8月中の活動時間の制限を指示し、夏季休業中の行事の見直しを行うよう呼びかけ、実際、プール学習の活動を中止した学校もありました。9月以降については、短縮授業の実施（9月3日～9月7日午前中のみ）や運動会については、9月開催予定のものを10月以降の日程に変更し、プログラムの変更や時間短縮などの工夫を行うほか、練習日は9月17日までは実施しないよう指示しました。</p> <p>そのほか、子どもたちへの対応としましては、授業中の水分補給など各校の状況に応じた工夫をとってもらっているほか、冷却グッズの持ち込みを積極的に促すなど、各校において児童生徒の健康を最優先に考慮した柔軟な対応を行っています。</p> <p>子どもたちは一日の大半を教室で過ごすことから、エアコンを設置することにより、子どもたちが学校で健康に生活し、集中して学習に取り組む環境を整えることができると考えております。</p>
岡 本 委 員	<p>質問ではありませんが、今皆さんのご意見を伺いまして、奈良は盆地ということもありまして夏は暑く冬は寒い気候です。生活習慣も私たちが子どもの頃と比べまして改善されており、その分今の子どもの免疫力が低下していることも考えられます。平均気温も今後上がっていくことが予想されます。そういったことを考えますと、子どもの健康と一生懸命勉強する集中力に影響を与えるのではないかと思います。そういった意味ではプライオリティを上げてしっかりと取り組んでいく必要があるのかなと思います。</p> <p>先程全国平均の話も伺いましたが、平均に近づけていく努力も必要だと思いますので、国あるいは県の支援策もしっかりと動向を見な</p>

教 育 長	<p>がら速やかに計画を立てていただいで実行していくのが望ましいのではないかと思います。</p>
教 育 長	<p>それでは、各教育委員の皆様方のご意見等をふまえて、請願「学校施設等への空調設備の整備のために最善を尽くすよう求める請願書」について採決を行います。</p> <p>既に市長は、できる限り来夏までに学校施設にエアコンを設置したいとの考えを示されておられます。また、我々教育委員会としてもできる限り早期にエアコンを設置して子どもたちの教育環境を整えたいと考えております。</p> <p>そのことから、本請願の趣旨が妥当なものであると考えられ、教育委員会としてこの趣旨に賛同をして採択することに決しましてご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>よって本請願を採択することに決定いたしました。</p> <p>なお、本請願の採択を受け、教育委員会としましては、本請願の趣旨にありますように空調設置に向けて引き続き努力をして参りたいと思います。</p> <p>それでは、本案件は以上となりますので、請願者をご退席ください。</p>
教 育 長	<p>続きまして、教育長報告に入ります。</p> <p>教育長報告（１）「木津川市民の北部図書館利用について」中央図書館長より説明願います。</p>
中 央 図 書 館 長	<p>奈良市及び木津川市は、古来より歴史的なつながりが深く、現代においても鉄道及び街道により地域的に結びついています。両市において、長期的な人口減少や財政収支見通し等を考慮すると、幅広い分野で連携・協力を図っていくことが、将来に向けて持続可能なまちづくりのために必要であり、互いの持つ資源や特長を活かしながら連携・協力し、それぞれの地域の活性化や継続的成長に向けた取組を、今後さらに効果的に推進していくことを目的として、平成30年1月12日に包括連携協定が締結されました。</p> <p>包括協定に基づく主な連携・協力事項としまして資料に1から5までございますが、4の公共施設の効率的な利活用による持続可能なまちづくりという項目の中に両市の所有する公共施設、インフラ等の効率的な利活用の検討がございます。</p> <p>この度の、木津川市民の北部図書館利用でございますが、木津川市の背景等としまして、木津川市は合併前の旧町それぞれに1館ずつ、計3館の図書館を設置しているものの、人口が集積している木</p>

津西部地区（兜台、相楽台地区等）には図書館がなく、近鉄「高の原駅」前の木津川市の境界とほぼ隣接する北部図書館は、これまで木津川市民が入館し、図書を閲覧することは可能であったが、当然ながら図書貸出サービスまでは受けることはできなく、木津川市民でも貸出サービスを利用できないかとの要望が多かったことがございます。公共施設の効率的な利活用としての木津川市民の北部図書館利用が始まることとなります。

奈良市と木津川市の連携・協力に基づく包括協定に基づき、北部図書館の図書貸出サービスの利用に関する覚書を平成30年8月30日に締結いたしました。覚書の有効期間は平成30年9月30日～平成31年3月31日（毎年度更新）までとなっております。

ここで、奈良市立北部図書館の概要を説明させていただきます。奈良市北部会館の中にございまして、平成16年7月にオープンした奈良市の複合施設となっており、4階が北部図書館となっております。北部図書館の開館日時は火曜日～日曜日の午前9時30分～午後7時、閉館日は月曜日（祝日除く）、年末年始となっております。図書館部分のみの施設面積は1,271㎡、蔵書数は約12万冊です。利用者は1日平均約700人、平成28年度来館者数211,260人となっております。

木津川市民の北部図書館利用の概要になりますが、図書館利用サービスとしまして、北部図書館における図書の貸出は一人5冊までになります。また、北部図書館を含めた3つの奈良市立図書館に所蔵する図書の予約も可能です。木津川市民の利用開始日は、平成30年9月30日（日）午前9時30分から、それに伴うオープニングイベントが平成30年9月30日（日）午前9時から行われます。また、木津川市民の北部図書館利用に伴い利用負担を木津川市にお願いすることとなります。木津川市の利用負担金につきましては、当該年度における、北部図書館の運営又は維持管理に係る経常経費で、施設改修費や正職員人件費を除いた額を対象経費として、この対象経費に、貸出者数割を乗じて得た額になります。

利用負担金の見込額としましては、北部図書館における対象経費となる平成29年度決算見込額約4,200万円になりますが、木津川市民がどれだけ貸出サービスを受けたかに依存した算出式であり、あくまで概算ですが、北部図書館の平成29年度決算見込額から想定すると、奈良市在勤在学を除いた木津川市民の貸出サービス利用者が、仮に、全体の1割であれば約420万円、2割であれば約840万円となります。

利用負担金の活用としましては、利用負担金の支払いは、前年度実績から算出された経費を、翌年度に木津川市が奈良市に支払うものとし、利用負担金は、北部図書館の図書資料等の充実に活用するものとし、以上でございます。

教 育 長	この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。
教 育 長	ご意見が無いようですので、教育長報告（１）「木津川市民の北部図書館利用について」は了承いたします。
教 育 長	次に、公開の議事に入ります。 議案第２８号「奈良市社会教育委員会議規則の一部改正について」生涯学習課長、説明願います。
生涯学習課長	資料１ ページ規則等制定改廃調書をご覧ください。 社会教育委員会議規則は、奈良市社会教育委員の会議について、必要な事項を定めています。 今回、規則の一部改正を行います主な理由ですが、平成２９年に策定しました奈良市社会教育推進計画に基づく施策を進めるうえで、社会教育委員の会議において、より専門的に議論を行えるよう、部会を設置する条文を加えようとするものです。 資料２ ページをご覧ください。新旧対照表です。１条２条については法務ガバナンス課の指導により改正をしています。１条では「奈良市社会教育委員の会議」の次にかっこ書で「以下会議という」文言を加えます。２条では、ひらがな表記の「および」を漢字に改めます。そして、６条に「部会」の条文を加えます。 このことにより、部会を設置した場合には、社会教育委員がより効果的かつ効率的に研究・検討・協議がおこなえることとなります。 以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。
教 育 長	ご意見が無いようですので、議案第２８号「奈良市社会教育委員会議規則の一部改正について」採決いたします。 本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。
教 育 委 員	意義なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第２８号は、原案どおり可決することに決定いたしました。
教 育 長	次に、協議事項に入ります。 昨年度まで実施しておりました協議事項ですが、今年度は、新たに２名の教育委員をお迎えしたこと、また協議事項の持ち方について検討を進めておりましたので、しばらく休止しておりましたが、９

協 議 事 項

月から協議事項を始めていきたいと思えます。

4 一条高等学校の将来構想について協議事項
「一条高等学校の将来構想について」

テーマについて教育政策課長から説明、意見交換及び協議を行った。

教 育 長

非公開案件に入る前に、次回、10月の定例教育委員会会議の日程についてご連絡いたします。

10月定例教育委員会会議は、10月16日（火）午後1時30分から開催いたします。

午後の開催となりますので、お間違いのないようお願いいたします。

教 育 長

それでは、次に、非公開案件に入ります。なお、議案第22号は関係部課長のみの審議としますので、学校長及び関係課長以外は退席してください。

非 公 開 案 件

教 職 員 課 長

この審議は、奈良市情報公開条例第29条代2号の規定により非公開とする。

議案第27号「教職員の人事について」教職員課長より概要説明

〈意義なし〉

本件は原案どおり可決することに決定した。

教 育 長

これで本日の全ての案件は終了いたしました。この他に、何かご意見、連絡事項等はありませんか。

教 育 長

これをもって、本日の教育委員会を閉会いたします。